

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 22 日

各 

都道府県
市 町 村

 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

低気圧と前線による大雨に伴う災害の被災者に係る  
児童福祉法による助産の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている  
ところであり、深く感謝いたします。

今般の災害に伴い、避難所等への避難を余儀なくされている被災者がおられま  
す。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 22 条による助産の実施については、付  
近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実  
施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の  
申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とするこ  
とが可能です。

各自治体におかれましては、これらを踏まえ受け入れ医療機関との調整の上、適  
切な対応をとっていただきますようお願いいたします。